				許の内容となるべき事項等				<b>左</b> → □ →	Æ. <del>≥</del> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 鳥羽市相差町鯨山地先		相差	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第1号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 相差町鯨山の鼻</li> <li>ア 1から 79度30分 390メートルの点イ 1から101度00分1,320メートルの点ウ 1から126度00分1,430メートルの点エ 1から131度00分1,225メートルの点オ 1から132度30分 820メートルの点カ 1から130度00分 325メートルの点カ 1から130度00分</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

				色許の内容となるべき事項等				A 26 H 24	<i>b</i> = ===
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 <u>許</u> 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町安乗地先		安乗	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第2号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点 1 阿児町安乗灯台</li> <li>ア 1から 91度30分 500メートルの点イ 1から103度20分1,320メートルの点ウ 1から127度00分1,350メートルの点エ 1から129度00分1,150メートルの点オ 1から124度15分 480メートルの点</li> </ul>			で 平成35年 8月31日 まで		

			免	色許の内容となるべき事項等					<b>左</b> 新山建	<i>\$</i> . <del>*</del> *r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	
三重定第3号	定置漁業	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1月1日 から 12月31日	<ul> <li>漁場の位置</li> <li>志摩市大王町波切老崎地先</li> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 大王町波切港東防波堤灯台</li> <li>ア 1から27度00分1,220メートルの点イ 1から54度00分1,530メートルの点ウ 1から70度00分1,260メートルの点カーカルら70度00分1,260メートルの点カーカルら64度30分1,080メートルの点</li> </ul>	1	夜間標識(標 灯及びレーダ 一反射板)を 設置しなけれ ばならない。	波切	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日
				オ 1から30度00分1,080メートルの点						

			免	許の内容となるべき事項等				<b>左</b> 赤山寺	免許
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	先 計   予定日
三重定第4号	定置漁業		<b>時期</b> 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市志摩町片田麦崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線に よって囲まれた区域 基点1 志摩町片田麦崎石柱 ア 1から120度11分2,260メートルの点 イ 1から137度00分2,250メートルの点 ウ 1から139度30分2,120メートルの点	1 夜間標識(標 灯及びレーダ 一反射板)を 設置しなけれ	片田	平成30年 9月1日 から	期間 平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	<b>予定日</b> 平成30年 9月1日

				色許の内容となるべき事項等					<b>左</b> → □ = =	Æ. <del>≥</del> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		漁場の位置 志摩市志摩町和具大島地先	1	夜間標識(標 灯及びレーダ 一反射板)を	和具	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第5号			7月31日	漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結ん だ直線によって囲まれた区域 基点 1 志摩町和具大島護岸中央部の石柱 ア 1から124度15分1,950メートルの点 イ 1から125度40分2,400メートルの点 ウ 1から119度50分2,920メートルの点 エ 1から120度40分3,170メートルの点 オ 1から139度10分3,100メートルの点 カ 1から140度10分2,750メートルの点 キ 1から129度00分1,950メートルの点		没しない。		77 平成35年 8月31日 まで		

			免	色許の内容となるべき事項等				<b>左</b> → □ = =	Æ. <del>≥</del> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町大方竈地先		阿曽浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第6号			6月30日	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点 1 南伊勢町大方竈とびいし岩頂</li> <li>ア 1から 71度00分 630メートルの点イ 1から107度00分 900メートルの点ウ 1から121度10分1,720メートルの点エ 1から136度20分1,610メートルの点オ 1から139度30分 800メートルの点カ 1から 84度00分 440メートルの点</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<i>左</i> ★ 由 ≢	<i>_</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町道行竈見江島地先		贄浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第7号			まで	漁場区域 だの基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈見江島平の島石柱 ア 1から 39度00分325メートルの点 イ 1から 55度00分455メートルの点 ウ 1から100度00分395メートルの点 エ 1から108度30分235メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等				Æ÷r de de	Þ. ⇒kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町道行竈見江島地先		奈屋浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第8号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 南伊勢町道行竈見江島小松輪の鼻</li> <li>ア 1から 5度00分 75メートルの点</li> <li>イ 1から241度00分165メートルの点</li> <li>ウ 1から251度00分265メートルの点</li> <li>エ 1から296度00分295メートルの点</li> <li>オ 1から311度00分210メートルの点</li> </ul>				平成30年6月29日まで	

			免	許の内容となるべき事項等				<b>左</b> → 由⇒	<i>t</i> z. <i>∋tr</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	
三重定	定置漁業	いわし 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町神前浦定の鼻地先		神前浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第9号				<ul><li>漁場区域</li><li>次の基点1、ア、イ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li><li>基点1 南伊勢町神前浦定の鼻小浜島</li><li>ア 1から68度00分600メートルの点</li><li>イ 1から35度30分630メートルの点</li></ul>			平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<b>左</b> → □ = =	Æ. <del>≥</del> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻地先		方座浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第10号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻</li> <li>ア 1から147度50分580メートルの点</li> <li>イ 1から152度50分810メートルの点</li> <li>ウ 1から182度50分825メートルの点</li> <li>エ 1から189度00分590メートルの点</li> <li>オ 1から226度00分180メートルの点</li> </ul>			77 平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<i>左</i> ★ 由 ≢	Æ. <del>≥</del> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 度会郡大紀町錦高島地先		錦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第11号			まで	漁場区域 次の基点2、基点3、ア、イ、基点2の各点を順次結ん だ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦高島東鼻の石柱 基点2 大紀町錦トラヤ島 基点3 大紀町錦横穴島前小島 ア 1から102度20分750メートルの点 イ 1から150度00分460メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<b>左</b> → 由⇒	<i>t</i> z. <i>∋</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町長島大島地先		長島町	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第12号			まで	漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町長島大島付属立石頂上 基点2 紀北町長島大島附属こじま頂上 ア 1から 0度00分630メートルの点 イ 2から 29度00分720メートルの点 ウ 2から 41度00分530メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<b>在新山寺</b>	<i>\$</i> ±. ⇒ <i>\</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	いわし 定置漁業		漁場の位置 北牟婁郡紀北町三浦鈴島カケギリ地先		三浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第13号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 紀北町三浦鈴島カケギリの鼻</li> <li>ア 1から136度51分465メートルの点イ 1から145度25分569メートルの点ウ 1から193度19分500メートルの点エ 1から198度46分374メートルの点</li> </ul>			77 平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<b>在新山</b> 華	<i>‡</i> ±. = <i>†</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		漁場の位置 北牟婁郡紀北町島勝浦離倉地先		島勝	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第15号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 紀北町島勝浦二又島平島岩頂の石柱</li> <li>基点2 紀北町島勝浦二又島瀬崎島の島頂</li> <li>ア 1から 2度00分 980メートルの点</li> <li>イ 1から41度00分1,030メートルの点</li> <li>ウ 1から55度00分 680メートルの点</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等				<b>在</b> 新山建	左 ⇒左
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	いわし 定置漁業		漁場の位置 北牟婁郡紀北町小山浦割亀島地先		小山浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第16号			まで	漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町小山浦割亀島中央大石の中心 ア 1から338度30分340メートルの点 イ 1から 21度00分460メートルの点 ウ 1から106度00分420メートルの点 エ 1から125度00分330メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等				<b>在新山寺</b>	<i>\$</i> ±. ⇒ <i>\</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市南浦桃頭島地先		尾鷲	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第17号			まで	漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結ん だ直線によって囲まれた区域 基点1 南浦桃頭島附属松島岩頂 ア 1から 6度30分190メートルの点 イ 1から 13度00分290メートルの点 ウ 1から 62度30分360メートルの点 エ 1から 72度00分300メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

			<b></b>	許の内容となるべき事項等				<b>∠</b> ÷ 由≢	Æ. ≓hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市南浦桃頭島地先		尾鷲	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第18号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 南浦桃頭島柱掛岩頂</li> <li>ア 1から148度00分290メートルの点イ 1から161度00分360メートルの点ウ 1から211度00分290メートルの点エ 1から218度00分190メートルの点</li> </ul>				平成30年 6月29日 まで	

				許の内容となるべき事項等				<b>在新山寺</b>	<i>\$</i> ±. ⇒ <i>\</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市大曽根浦地の株地先		大曽根	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第19号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 大曽根浦地の株平岩岩頂</li> <li>ア 1から 5度00分450メートルの点イ 1から 6度00分560メートルの点ク 1から 33度45分610メートルの点エ 1から 39度00分520メートルの点</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

			免	色許の内容となるべき事項等				<b>△→</b>	## <b>#</b> #
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市行野浦元行野四方川地先		行野浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第20号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 行野浦元行野網代船付石</li> <li>ア 1から 18度30分175メートルの点イ 1から 25度10分290メートルの点ウ 1から 78度00分427メートルの点エ 1から 94度00分355メートルの点オ 1から134度00分 90メートルの点オ 1から134度00分 90メートルの点</li> </ul>				平成30年6月29日まで	

			免	色許の内容となるべき事項等				≠ た÷r 由 ≠	<b>△</b>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市九鬼町東岬地先		九鬼	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第21号			まで	漁場区域 だの基点2、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 九鬼町東岬長配岩頂の石柱 基点2 九鬼町東岬小名小鼻東端岩頂 ア 1から298度00分355メートルの点 イ 1から355度00分595メートルの点 ウ 1から 73度00分650メートルの点 エ 1から 89度00分510メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等				<b>△→</b>	## <b>#</b> #
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市九鬼町東岬地先		九鬼	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第22号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 九鬼町東岬ナメタ中央</li> <li>ア 1から321度10分 30メートルの点イ 1から 17度10分190メートルの点ク 1から 32度10分430メートルの点カー 1から 82度10分538メートルの点オ 1から102度40分392メートルの点オ 1から102度40分392メートルの点</li> </ul>				平成30年 6月29日 まで	

				許の内容となるべき事項等				<b>在新山寺</b>	<b>Æ =</b> ₩
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市九鬼町網代地先		九鬼	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第23号			まで	漁場区域 だ直線によって囲まれた区域 基点1 九鬼町網代盃石 ア 1から312度00分110メートルの点 イ 1から331度45分200メートルの点 イ 1から 35度00分250メートルの点 ウ 1から 54度00分190メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

				色許の内容となるべき事項等				<i>左</i> ★ 由 ≢	<i>_</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 尾鷲市早田町東山小ヒジカ崎地先		早田	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第24号			まで	漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 早田町東山小ヒジカ崎岩頂の標柱 基点2 早田町東山小ヒジカ崎エボシ島頂上 ア 1から 94度40分 900メートルの点 イ 1から127度00分1,163メートルの点 ウ 1から138度35分 953メートルの点			7.45 平成35年 8月31日 まで		

			免	2許の内容となるべき事項等				<b>左</b> 录由軸	<b>Æ =</b> ₩
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		漁場の位置 尾鷲市梶賀町神須鷹石地先		梶賀浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第25号			まで	漁場区域 だの基点3、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 梶賀町内側神須鼻平石の中央 基点2 梶賀町神須鷹石 基点3 梶賀町神須シノダハエ ア 2から 24度30分450メートルの点 イ 2から 42度30分800メートルの点 ウ 2から 96度30分850メートルの点 エ 1から116度00分300メートルの点			平成35年 8月31日 まで		

			—————————————————————————————————————	許の内容となるべき事項等				<i>Λ</i> →	jt. ≓kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市甫母町中戸地先		甫母須野	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第26号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 甫母町中戸の鼻</li> <li>ア 1から230度00分165メートルの点イ 1から250度00分305メートルの点ウ 1から300度00分330メートルの点エ 1から320度00分205メートルの点オ 1から 20度00分 55メートルの点オ 1から 20度00分 55メートルの点</li> </ul>				平成30年 6月29日 まで	

				許の内容となるべき事項等				<b>∠</b> ★ 由 註	<i>Δ</i> . =\r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市遊木町にわ地先		遊木浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第27号			まで	漁場区域 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 1 の各点を順次結ん だ直線によって囲まれた区域 基点 1 遊木町にわ小磯、同町かとわ境界の小島 ア 1 から185度00分235メートルの点 イ 1 から220度00分395メートルの点 ウ 1 から275度00分405メートルの点 エ 1 から310度00分195メートルの点			7.45 平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				 	<i>Δ</i> . ⇒⁄r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市磯崎町地先		磯崎	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第28号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>大のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 磯崎町地先新ヤマトの基標</li> <li>ア 1から104度00分 200メートルの点イ 1から112度00分1,570メートルの点ウ 1から142度00分1,680メートルの点エ 1から180度00分 350メートルの点</li> </ul>			77 平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				 	<i>\$</i> ±. ⇒ <i>\</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から	<b>漁場の位置</b> 熊野市磯崎町タカシマ地先		磯崎	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第29号			まで	<ul> <li>漁場区域</li> <li>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 磯崎町タカシマ岩上の石柱</li> <li>ア 1から194度10分215メートルの点イ 1から206度10分360メートルの点ク 1から251度10分370メートルの点カー 1から263度10分215メートルの点エ 1から263度10分215メートルの点</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等					<i>}</i> → =- <i>k</i> -
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免計申請   期 間 	免 <u>許</u> 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市有馬町中里地先		木本	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第30号				漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町字中里海岸堤防上の標柱 ア 1から117度00分 710メートルの点 イ 1から126度50分1,800メートルの点 ウ 1から140度40分1,890メートルの点 エ 1から152度00分 940メートルの点 オ 1から149度00分 760メートルの点			ア成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等				<i>Λ</i> →	Ď. ≓kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許   予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市有馬町松原地先		木本	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第31号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 有馬町松原市道釜の平線の南側の石柱</li> <li>ア 1から 98度00分1,050メートルの点</li> <li>イ 1から105度15分2,165メートルの点</li> <li>ウ 1から106度00分2,770メートルの点</li> <li>エ 1から119度40分2,840メートルの点</li> <li>オ 1から123度20分2,210メートルの点</li> <li>カ 1から131度00分1,510メートルの点</li> <li>キ 1から129度00分1,110メートルの点</li> </ul>				平成30年 6月29日 まで	

				許の内容となるべき事項等					<i>\$</i> ±. ⇒ <i>\</i> ±
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 熊野市有馬町松原地先		木本	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第32号				漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町松原市道釜の平線の南側の石柱 ア 1から101度35分2,800メートルの点 イ 1から103度50分3,695メートルの点 ウ 1から121度00分3,755メートルの点 エ 1から124度30分2,880メートルの点			776 平成35年 8月31日 まで		

				許の内容となるべき事項等					免許
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	宠 計 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		<b>漁場の位置</b> 南牟婁郡御浜町阿田和原切地先		阿田和	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第33号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂</li> <li>ア 1から 43度05分1,669メートルの点イ 1から 54度26分1,943メートルの点ウ 1から 74度00分2,200メートルの点エ 1から101度00分2,000メートルの点オ 1から 79度59分1,020メートルの点オ 1から 79度59分1,020メートルの点</li> </ul>			平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等				<b>△</b> → □→	#± =#r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重定	定置漁業	雑魚 定置漁業		漁場の位置 南牟婁郡御浜町阿田和原切地先		阿田和	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第34号				<ul> <li>漁場区域</li> <li>次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域</li> <li>基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂</li> <li>ア 1から 74度00分2, 200メートルの点イ 1から 87度00分4, 330メートルの点ウ 1から103度30分4, 200メートルの点エ 1から101度00分2, 000メートルの点</li> </ul>				平成30年 6月29日 まで	